

## 神戸市医師会急病診療所運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神戸市医師会（以下「医師会」という。）が行う急病診療所の設置運営に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助経費)

第2条 この補助金の対象経費は、市と医師会により、別に締結する「急病対策に関する覚書」に基づき、医師会が行う急病診療所事業の診療運営費、施設運営費及び施設整備費とする。

### (交付申請)

第3条 医師会は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）を当該補助事業等を実施しようとする年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第4条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、予算の範囲内で交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により医師会に通知するものとする。

### (補助金の概算払)

第5条 補助金の交付決定を受けた医師会が、補助金規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、医師会に対し、概算払で補助金を交付する。

2 前項の規定に基づき補助金等の交付決定額を概算払するときは、第1期（4～6月）、第2期（7～9月）、第3期（10～12月）、第4期（1～3月）の4期に分けて交付する。

### (補助事業の変更等)

第6条 医師会は、補助事業等の内容若しくは遂行計画又は補助事業に関する経費の配分（市長が定める軽微な変更を除く）の変更を行おうとするときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認する

ことが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、医師会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 医師会は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、当該補助事業等の完了後、速やかに補助金事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第7号）により、速やかに医師会に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 医師会は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（帳簿の備え付け）

第9条 医師会は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（調査又は報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、医師会に対して、補助金の執行状況等について必要な帳簿、書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（返還）

第11条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助金の交付目的以外に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（財産処分の制限）

第12条 市長は、医師会が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又

は担保に供させてはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合若しくは補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長等が定める期間を経過した場合又は市長等が承認した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物。

(2) 機械及び重要な器具で、市長等が定めるもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康局長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。